

自転車の交通ルールの変更

自転車の「交通反則通告制度」

- 2026年4月1日から、自転車にも「交通反則通告制度」が適用されます。

「交通反則通告制度」とは、16歳以上の者が自転車の反則行為をした場合に、警察官から交通反則告知書（いわゆる青切符）が交付される制度です。

一定期間内に反則金を納めると刑事手続きに移行しないため「前科」がつきません。通称「青切符制度」とも呼ばれています。

自転車を安全に利用するための5つのルール

01 車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別のあるところは「車道の左側」を通行しなければなりません。

道路標識などにより歩道を通行できるところは車道寄りの歩道を徐行しますが、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しましょう。

02 交差点では信号と一時停止を守る

信号は必ず守り、青信号で進行するときも周囲の安全確認をしてください。

一時停止標識がある交差点は必ず停止しなければなりません。

一時停止標識がない交差点でも、安全が確認できない場合は安全確認のために停止するか、十分に速度を落として進行しましょう。

03 夜間はライトを点灯

自分自身の存在を周囲に知らせるために、夜間は必ずライトを点灯しましょう。

04 飲酒運転は絶対に禁止

自転車であっても飲酒運転はもちろん厳禁です。

05 ヘルメットの着用

交通事故が発生したときに大切な命を守るために、ヘルメットの着用を心がけましょう。



自転車の取締りの種類

	主な違反内容	手続き
赤切符	飲酒運転、妨害運転 など	刑事手続き
青切符	信号無視、通行区分違反（右側通行等）、歩道徐行等義務違反、指定場所一時不停止、スマホ使用運転 など	反則金の納付

会社から皆さんへのお願い

① 通勤中・業務中の交通ルール遵守



交通違反により通勤中や業務中に大きな事故を起こしてしまうと、会社のイメージダウンにつながる可能性があります。交通ルールを守ることは自分自身と家族だけでなく、会社を守ることにもつながります。通勤や業務で自転車を運転する場合でも、安全運転を常に意識しましょう！

② 自転車保険の加入



万が一、歩行者と事故を起こしてしまうと、高額な賠償責任が生じるケースがあります。ご自身の自転車保険の加入状況を確認してください。
※多くの都道府県（自治体）で、自転車保険への加入が義務化されています。

③ 事故・違反時の速やかな報告



通勤中や業務中に交通事故に遭った、または起こしてしまった場合は、たとえ小さな事故であっても速やかに上司と人事部へ報告してください。報告が遅れると、事故の相手方に適切な対応が困難になるだけでなく、労災保険の手続きがスムーズに進まず適切な治療を受けられない場合があります。